

社会保険診療報酬の改定について

平成22年3月5日

物価問題に関する関係閣僚会議

社会保険診療報酬については、物価及び国民生活への影響を勘案しつつ、国民に安心感を与える医療を実現する観点から、別紙のとおり平均1.55%の引上げ改定を認めることとし、あわせて今後、下記の方針により対処するものとする。

なお、薬価基準及び特定保険医療材料については△1.36%の引下げ改定を行うことから、これらをあわせた改定率は平均0.19%の引上げになる。

記

政府は、国民に安心感を与える医療を実現するための施策を推進する中で、物価及び国民生活への影響を十分考慮し、引き続き、適切な社会保険診療報酬体系となるよう努めるものとする。